

第1章

経営者保証に関するガイドラインとは

1 経営者保証に関するガイドライン策定の背景 2

1 中小企業と事業再生／2 経営者保証に関するガイドライン策定の経緯／3 個人保証の現状

2 ガイドラインの概観 6

3 ガイドラインの対象について 8

第2章

ガイドラインを理解するための
法的基礎と金融機関を取り巻く環境

はじめに 14

1 会社と出資者の関係 15

1 会社と法人／2 有限責任、無限責任／3 株式会社と「所有と経営の分離」

2 保証 19

1 保証の当事者／2 連帯保証／3 根保証

3 法的債務整理手続の基礎 22

1 破産／2 特別清算／3 民事再生／4 会社更生

4 ガイドラインと監督指針 27

1 ガイドラインの積極的活用／2 監督指針

5 債権の整理と法人税との関係の概観 31

1 保証人がいない場合／2 保証人がいる場合

第3章

経営者保証に依存しない融資

はじめに 36

1 主たる債務者および保証人における対応 38

1 法人と経営者との関係の明確な区分・分離／2 財務基盤の強化／3 財務状況の正確な把握、
適時適切な情報開示等による経営の透明性確保

◇参考事例集から見た「主たる債務者および保証人における対応」 49

2 金融機関側における対応 56

1 代替的な融資手法活用可能性の検討／2 代替的な融資手法

◇参考事例集から見た「債権者（金融機関）における対応」 63

第4章

経営者保証の契約時の対象債権者の対応

はじめに 70

1 経営者保証を締結して融資する場合／2「経営者保証を求めることが止むを得ない場合」とは

1 保証契約の必要性等に関する丁寧かつ具体的な説明 72

1 金融機関の判断の理由／2丁寧かつ具体的な説明とは

2 適切な保証金額の設定 76

1 適切な保証金額の設定のために／2保証契約への規定／3担保による保全

◇参考事例集からの事例紹介 82

第5章

既存の保証契約の見直し

はじめに 86

1 保証契約の見直しの申入れ時 88

1 主たる債務者および保証人における対応／2対象債権者における対応

2 事業承継時の対応 91

1 主たる債務者および後継者における対応／2対象債権者における対応

◇参考事例集からの事例紹介 99

第6章

保証債務の整理

はじめに 104

1 ガイドラインに基づく保証債務の整理の対象となり得る保証人 106

1 保証人の要件／2保証債務の整理の申し出

2 保証債務の整理の手続 113

1 イ) 主たる債務と保証債務の一体整理を図る場合…ガイドライン／2ロ) 保証債務のみを整理する場合…ガイドライン

3 保証債務の整理を図る場合の対応 116

1 一時停止等への要請への対応／2経営者の経営責任の在り方／3保証債務の履行基準（残存資産の範囲）／4保証債務の弁済計画／5保証債務の一部履行後に残存する保証債務の取扱い

◇参考事例集からの事例紹介 136

4 その他 138

1 適用開始日／2周知徹底と態勢整備／3遡及適用がない／4誠実協議／5事故情報の非登録

第 1 章

経営者保証に関する ガイドラインとは

1

経営者保証に関する ガイドライン策定の背景

1

中小企業と事業再生

「中小企業は、経済を牽引する力であり、社会の主役である。」

これは、2010年6月18日に閣議決定された「中小企業憲章」の冒頭の言葉です。中小企業庁の「日本の中小企業・小規模事業者政策」（2013年8月）によれば、中小企業はわが国企業数の99.7%、従業者数の7割、付加価値額（製造業）の5割強を占めるなど、日本経済の基盤を形成しています。また、同資料によれば、地域経済は、サービス業、小売業、建設業を中心とした中小企業の活動によって支えられており、中小企業が地域経済の活性化と就業の機会の増大の役割を担っているとしています。

上記の中小企業憲章では、中小企業政策の原則として、次の5点を掲げています。

- 経済活力の源泉である中小企業が、その力を思う存分に発揮できるよう支援する。
- 起業を増やす。
- 創意工夫で、新しい市場を切り拓く中小企業の挑戦を促す。
- 公正な市場環境を整える。
- セーフティネットを整備し、中小企業の安心を確保する。

しかし、経済環境の大きな変化等があったときに窮境に陥る中小企業が出てくることもまた確かです。そのような事態になったときには、適切に事業を見直し、安定した経営基盤を早期に取り戻す事業再生を図ることが重要です。中小企業の事業再生環境としては、中小企業再生支援協議会や事業再生ADRがあります。また、2000年4月に施行された民事再生法も、中小企業の事業再生に大きな役割を果たしています。

そのようななか、中小企業憲章と同じ2010年6月18日に閣議決定された「新成長戦略～「元気な日本」復活のシナリオ～」において、経営者以外の第三者保証人の原則非徴求や、保証人の資産・収入を踏まえた経営者本人保証の履行の在り方、破産時の自由財産の範囲や小規模個人再生制度の在り方といった論点が掲げられているなど、中小企業の事業再生において個人保証等の課題が引き続き存在しているとの認識が明らかにされました。

2 経営者保証に関するガイドライン策定の経緯

(1) 中小企業の再生を促す個人保証等の在り方研究会

①で説明した「新成長戦略」で提起された問題意識を受け、中小企業庁金融課における私的研究会という位置付けで設けられたのが、「中小企業の再生を促す個人保証等の在り方研究会」です。2010年11月から2011年3月にかけて有識者と意見交換をする場とされ、中小企業の事業再生をさらに進めるという観点から、個人保証における課題を中心とした中小企業金融の実務や中小企業の事業再生における課題の洗い直しが行われました。その成果は「報告書」として2011年5月24日に公表されました（以下、「2011年報告書」といいます）。

(2) 中小企業における個人保証等の在り方研究会

中小企業における個人保証（経営者本人保証）は、中小企業の問題であるとともに、債権者である金融機関側の問題でもあります。このことは、中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律（以下、「中小企業金融円滑化法」といいます）が2013年3月末に期限を迎えることで中小企業の事業再生の必要性が再認識されるに至って、いっそう明らかになりました。そこで、中小企業金融の実務の円滑化に資する具体的な政策を検討するために、中小企業庁と金融庁が共同で、有識者によって構成される研究会を設置しました。これが、「中小企業における個人保証等の在り方研究会」です。

同研究会は2013年5月2日に報告書を公表（以下、「2013年報告書」といいます）しており、そこでは、個人保証の弊害について触れられるとともに、政策的出口の方向性が示され、その内容が「早期にガイドラインとして具体化され」ることを期待すると結ばれています。つまり、この研究会の報告書が、今般の「経営者保証に関するガイドライン」（以下、「ガイドライン」といいます）の骨子となっているのです。

3 個人保証の現状

(1) 個人保証が利用される背景

上場会社に代表される大企業では、所有（株主）と経営（取締役・執行役）の分離が進んでいますが、中小企業ではそのような分化が進んでいないケースがほとんどです。また、大企業と比較すると、中小企業の財務基盤は相対的に脆いことが多いといえます。2013年報告書では、これを、中小企業にみられる「法人個人の一体性」に基づく「経営者の規律付けによるガバナンスの強化の必要性」と整理し、また、「企業

の信用力の補完の必要性」、さらに「情報不足等に伴う債権保全の必要性」を指摘しています。

2011年報告書によれば、委託調査の回答として、金融機関が代表者の保証を求める理由は、「債権の保全よりも、むしろ経営への規律付けや信用力補完の観点からが強い」とされていました。「中小企業においては、経営（企業資本）と経営者個人（所有資産）の分離が不十分であることに起因しているという指摘があった」との記載もあり、2013年報告書の内容を裏付けるものとなっています。

(2) 個人保証の利用状況

中小企業庁の委託によって行われた「個人保証制度に関する中小企業の実態調査の報告書」（2013年3月）によると、金融機関からの借入があると回答した企業のうち86.7%が経営者本人保証を提供しており、企業規模が小さいほど提供割合が高くなる傾向が見られました。また、その際の金融機関の説明の内容としては、「債権の保全のため」が最も多かった一方、「特に説明を受けていない」との回答も多く、経営者による保証の徴求自体が当然の慣行となっている可能性も窺える内容となっています。

(3) 個人保証の弊害

2013年報告書では、経営者による保証に一定の経済的な合理性を認めながらも、いくつかの弊害を指摘しています。

●企業そのものの経営規律を促進しない

個人保証に安易に依存すると、株式会社という制度に内在する所有と経営の分離をないがしろにしかねません。具体的には、企業としての財務状況の正確な把握、企業についての適時適切な情報開示等による透明性の確保といった、健全な事業の促進が妨げられることとなります。また、借り手の事業内容や経営状況等に対する目利きを重視するといった、金融機関による健全な融資慣行の構築も進まなくなります。

●信頼関係構築の意欲を阻害

融資の際に個人保証を求めることが慣行化するとともに、契約時において貸し手側による、中小企業に対する説明不足、保証人の資産に比して過大な債務負担の要求などの対応と相俟って、貸し手と借り手の間における信頼関係構築の意欲を阻害しているおそれがあります。

●保証実行へのおそれ

個人保証の履行に際して直面するであろうさまざまな課題があるため、中小

企業の負担感が重くなります。そのため、中小企業の創業、成長・発展、早期の再生着手、円滑な事業承継等における取組意欲や合理的な経済性の判断を阻害しているおそれがあります。

「保証実行へのおそれ」については、前述した実態調査において企業側が表明した懸念に対応しています。そこでは、個人保証提供後の弊害として、「精神的負担が大きい」「経営陣の世代交代が難しい」「他行からの新規融資が受けにくい」という回答が多くありました。

もっとも、個人保証がない場合の融資取引の可否についての質問に対しては、「受け入れられると思わない」との回答が73.0%に上っており、弊害はあっても、個人保証がなければ融資が受けられない、つまり、事業の継続も困難になるという考えを中小企業が持っていることがわかります。

2

ガイドラインの概観

ガイドラインは、中小企業金融における経営者保証について、主たる債務者、保証人、債権者となる金融機関の各関係者にとって合理性のある保証契約の在り方等を示すとともに、主たる債務の整理局面における保証債務の整理を公正かつ迅速に行うための準則を定めたものです。これにより、「1 ② 経営者保証に関するガイドライン策定の経緯」で触れた経営者保証の課題に対しての適切な対応を促して弊害を解消し、中小企業の取組み意欲の増進を図り、中小企業の活力がいつそう引き出されることが期待されています。

本ガイドラインの策定にあたっては、日本商工会議所と一般社団法人全国銀行協会を事務局とし、中小企業団体・金融機関団体の関係者、学識経験者、専門家等の委員が検討を重ねました。その結果として、2013年12月5日に本ガイドラインが公表され、翌2014年2月1日から適用が開始されています。具体的な内容やその留意点については、本テキストでこれ以降取り上げていきますが、金融庁のホームページでは、下記のようにまとめられています。

●保証契約時等の対応

- ① 中小企業が経営者保証を提供することなく資金調達を希望する場合に必要な経営状況とそれを踏まえた債権者の対応
- ② やむを得ず保証契約を締結する際の保証の必要性等の説明や適切な保証金額の設定に関する債権者の努力義務
- ③ 事業承継時等における既存の保証契約の適切な見直し

●保証債務の整理の際の対応

- ① 経営者の経営責任の在り方
- ② 保証人の手元に残す資産の範囲についての考え方
- ③ 保証債務の一部履行後に残った保証債務の取扱いに関する考え方

中小企業庁が中小企業向けに作成したPRチラシでは、内容をさらに簡潔にまとめており、本ガイドラインの内容として下記のものを紹介しています。

- ① 法人と個人が明確に分離されている場合などに、経営者の個人保証を求

めないこと

- ② 多額の個人保証を行っていても、早期に事業再生や廃業を決断した際に一定の生活費等（従来の自由財産99万円に加え、年齢等に応じて100万円～360万円）を残すことや、「華美でない」自宅に住み続けられることなどを検討すること
- ③ 保証債務の履行時に返済しきれない債務残額は原則として免除すること

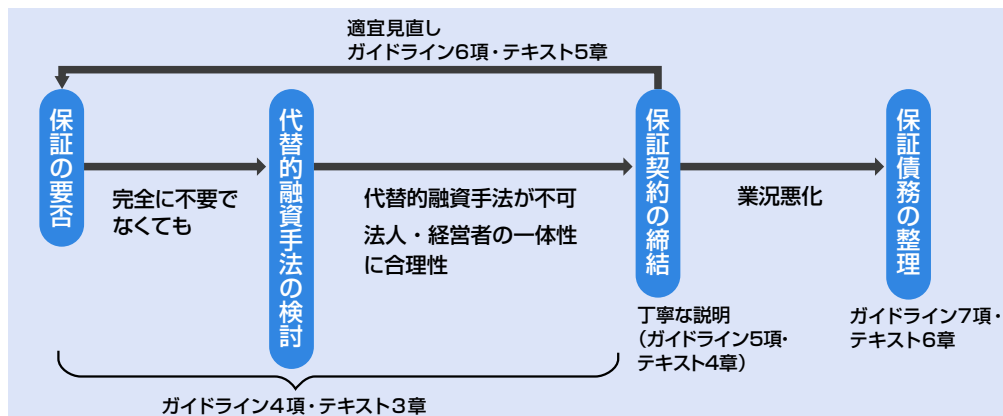
また、本ガイドラインと同時に、ガイドラインに即して具体的な実務を行ううえで留意すべきポイントが「経営者保証に関するガイドライン研究会」において取りまとめられています。これが、「経営者保証に関するガイドライン」Q & A（以下、「ガイドラインQ & A」といいます）です。

● 準則としてのガイドライン

本ガイドラインはあくまでもガイドラインであって、法的な拘束力はありません。しかし、主たる債務者、保証人、対象債権者（金融機関）という関係者によって、自発的に尊重され順守されることが期待されています。

また、本ガイドラインに基づいて、経営者保証に依存しない融資の促進が図られることが期待されているものの、企業と経営者との一体性に合理性や必要性が認められる場合等は、経営者保証の締結が排除されるわけではありません。ただ、その際には、関係者は、本ガイドラインに基づいて保証契約の締結を行い、また、保証債務の整理等における対応について、誠実に協力することが望まれています。

…▶ 図1-1 保証契約の締結



3

ガイドラインの対象について

本ガイドラインは、すべての企業やすべての保証人が対象となっているわけではなく、以下の「すべての」要件を充足する保証契約に関して適用されるとしています。

- 保証契約の主たる債務者が中小企業であること
- 保証人が個人であり、主たる債務者である中小企業の経営者であること
- 主たる債務者および保証人の双方が弁済について誠実であり、対象債権者の請求に応じ、それぞれの財産状況等（負債の状況を含む）について適時適切に開示していること
- 主たる債務者および保証人が反社会的勢力ではなく、そのおそれもないこと

以下、ガイドラインQ & Aの記載も紹介しながら、順を追って説明します。

① 保証契約の主たる債務者が中小企業であること

経営者保証は中小企業でみられる現象であることを考えると、この要件は当然です。「主たる債務者」については、ひと言でいえば、保証の対象となる債権・債務の債務者です。簡単にいえば、融資を受けているのが中小企業であるということです。

なお、本ガイドラインの主たる対象は中小企業・小規模事業者ですが、必ずしも中小企業基本法に定める中小企業者・小規模事業者に該当する法人に限定されず、その範囲を超える企業も対象になり得ます。また、個人事業主についても対象に含まれるとされています（ガイドラインQ & AのQ 3とその回答参照）。

② 保証人が個人であり、主たる債務者である中小企業の経営者であること

本ガイドラインの趣旨を考えれば、保証人が個人であること、また、主たる債務者

…▶ 表1ー1 中小企業基本法における「中小企業者」の定義

業種分類	中小企業基本法の定義
製造業その他	資本金の額または出資の総額が3億円以下の会社または常時使用する従業員の数が300人以下の会社および個人
卸売業	資本金の額または出資の総額が1億円以下の会社または常時使用する従業員の数が100人以下の会社および個人
小売業	資本金の額または出資の総額が5,000万円以下の会社または常時使用する従業員の数が50人以下の会社および個人
サービス業	資本金の額または出資の総額が5,000万円以下の会社または常時使用する従業員の数が100人以下の会社および個人

(上記①参照)の経営者であることは、当然の要件です。経営者とは、通常は、代表者(取締役会のある株式会社であれば代表取締役)です。

また、この要件に該当しない場合であっても、実質的な経営権を有している者、営業許可名義人、経営者とともに事業に従事する配偶者が保証人となる場合には、これらの者もガイドラインの適用対象に含めて考えることになります(ガイドラインQ&AのQ4参照)。

さらに、経営者の健康上の理由のため、事業承継予定者が保証人となる場合も、ガイドラインの適用対象とされます。ここで、「経営者の健康上の理由のため」という限定がついているのは、金融機関においては、経営者以外の第三者保証を求めないことを原則とする融資慣行の確立が求められており、やむを得ず事業承継予定者に保証の提供を求める場合も、現経営者の健康上の理由という特別の事情を要件としていることに由来しています。それ以外の場合は、事業承継予定者の保証は原則取らないという考え方ですので、本ガイドラインの適用範囲も、それに沿ったものとしているのです(ガイドラインQ&AのQ3-2)。

③ 主たる債務者および保証人の双方が弁済について誠実であり、対象債権者の請求に応じ、それぞれの財産状況等(負債の状況を含む。)について適時適切に開示していること

詳細は第3章以降で説明しますが、本ガイドラインの1つの方向は、現在ある経営者保証を無保証に切り替えていこうというものです。その場合、主たる債務者である中小企業、また、保証人である経営者等が弁済について誠実であること、債権者である金融機関に適切な情報開示を行うことは当然といえます。

同じことは、本ガイドラインのもう1つの目的である保証債務の整理の際の対応の指針となることにおいても重要です。主たる債務者が苦境に陥り、保証債務を履行する際の対応において、企業・経営者の双方が誠実で、かつ、情報を適正に開示することは不可欠といえます。

④ 主たる債務者および保証人が反社会的勢力ではなく、そのおそれもないこと

この点については、説明の必要もないところです。しかし、そのことは判断が容易であることを意味してはいません。この点については、金融機関側で、主たる債務者、保証人から提出される弁済計画や必要書類の記載内容、対象債権者において保有している情報を基に総合的に判断するとされています(ガイドラインQ&AのQ3-3)。

個人情報の取扱いと管理について

株式会社経済法令研究会（以下、弊社）は、個人情報の重要性を認識し、その保護の徹底を図るため、通信教育事業における個人情報の厳格なる取扱いおよび管理に努めています。

1. 個人情報利用の範囲

弊社通信教育受講お申し込みにより知り得た個人情報については、通信教育の実施・運営（教材、添削レポート、修了証等の発送および成績管理、受講料の入金管理等）および通信教育情報の提供に限った利用としています。

2. 個人情報の管理

弊社が所有する個人情報については、適切・厳重に管理し、第三者の不正なアクセスによる漏洩、流用、改ざん等を防止するため、万全のセキュリティ対策を講じています。原則として、受講者ご本人または教育ご担当者の同意なしには第三者に開示することはありません。

なお、業務の運営上必要な範囲において第三者へ業務委託する場合には、業務委託会社と契約を締結し、個人情報についての法令等を遵守し、適切な管理を行うよう義務付けています。

株式会社 経済法令研究会

あたらしい ほうしやうじつむ たいおう
～新しい保証実務に対応するために～

経営者保証ガイドラインがよくわかるコース TEXT

発行人 金子 幸 司

発行所 (株) 経済法令研究会

〒162-8421 東京都新宿区市谷本村町3-21

代表 03(3267)4811 企画・制作 03(3267)4814

受講手続・変更連絡等 03(3267)4813

営業所／東京 03(3267)4812 大阪 06(6261)2911 名古屋 052(332)3511 福岡 092(411)0805

制作／東 健一郎 印刷／日本ハイコム(株)

“経済法令研究会グループメールマガジン” 配信ご登録のお勧め

当社グループが取り扱う書籍、通信講座、セミナー、検定試験情報等、皆様にお役立ていただける情報をお届け致します。下記ホームページのトップ画面からご登録いただけます。

☆ 経済法令研究会 <http://www.khk.co.jp/> ☆